

田村郡三春町における 「固定資産評価額通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

福島地方法務局郡山支局と田村郡三春町間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知が令和5年10月2日から電子化されます。

現在、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、三春町長が交付した「固定資産評価額通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局郡山支局へ提出していただいておりますが、令和5年10月2日以降以下のとおり手続き等が一部変更となりますので、ご注意ください。

✚三春町内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、三春町長が交付しております「固定資産評価額通知書」は、未評価地を除き令和5年9月29日をもって廃止されます（未評価地については、継続交付されます。）。

✚「固定資産評価額通知書」に代わるものとして、「固定資産税土地・家屋課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記明細書がない場合は、三春町長が発行する「評価証明書」又は「土地・家屋名寄帳」等を取得することにより不動産価格が確認できます。

※「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳」の請求方法等につきましては、三春町役場税務会計課（Tel0247-62-8127）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税土地・家屋課税明細書」、「評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和5年9月

福島地方法務局郡山支局

Tel024-962-4500